

高知市個別施設保全計画策定及び公共施設白書更新支援委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

平成 31 年 4 月  
高知市財務部財産政策課

## 目次

1	業務目的.....	1
2	業務概要.....	1
3	参加資格要件.....	2
4	優先交渉権者選定方法.....	2
5	実施スケジュール（予定）.....	3
6	質疑・回答.....	3
7	参加意向申出.....	3
8	企画提案書の作成・提出.....	5
9	審査方法及び評価基準.....	7
10	契約の締結.....	8
11	留意事項.....	8
12	その他.....	9
13	閲覧資料.....	9
14	全ての書類の提出先及び問合せ先.....	10

**高知市個別施設保全計画策定及び公共施設白書更新支援委託業務に係る  
公募型プロポーザル募集要領**

## 1 業務目的

高知市では、平成 26 年（2014 年）3 月に「高知市公共施設マネジメント基本方針」を策定し、安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供を実現するために【管理の最適化】、【機能の最適化】、【総量の最適化】を公共施設マネジメントの 3 つの基本目標として掲げ、その達成のための現状分析として、平成 27 年（2015 年）3 月には「高知市公共施設白書」を作成し、公共施設のサービス、老朽化、管理運営、利用率、将来コストなどの情報を客観的に整理・分析した上で、公共施設の今後の在り方を検討するための基礎資料として取りまとめた。

また、公共施設マネジメント推進の一環として、平成 28 年（2016 年）2 月には、「高知市公共施設白書」における現状把握により抽出された課題を解決するため、「高知市公共施設マネジメント基本方針」の考え方を踏まえた上で、公共施設の管理におけるより具体的な方向性や方策、取組などについて「高知市公共施設マネジメント基本計画」を策定した。

さらに、平成 29 年（2018 年）11 月に、「高知市公共施設再配置計画（第 1 期）」を策定し、今後 10 年間で耐用年数を経過する施設を計画の対象として抽出し、個別施設の今後の在り方を、周辺の施設の状況も踏まえて、「高知市公共施設マネジメント基本計画」で示した「機能の見直し」や「複合化・統廃合」等による【管理の最適化】【機能の最適化】【総量の最適化】の目標達成に向けた具体的な実施計画を示した。

本業務は、改修内容や改修期間などの計画や規模・機能の適正化などの検討を行い、施設ごとに「高知市個別施設保全計画」を立案すること及び「高知市公共施設白書」を更新することを目的としている。

本業務を行うためには、民間事業者の専門的な技術力や知見等を活用する必要があることから、広く企画提案を募集し、最も適切な者を「高知市個別施設保全計画策定及び公共施設白書更新支援委託業務」の委託者として選定する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

高知市個別施設保全計画策定及び公共施設白書更新支援委託業務

### (2) 業務内容

別紙「高知市個別施設保全計画策定及び公共施設白書更新支援委託業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期限

令和 2 年（2020 年）3 月 16 日（月）

その他、各成果物等の納期限は契約締結時に別途定める。

### (4) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は 17,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### (5) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

### 3 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人その他の団体であること。ただし、プロポーザルの開始から契約までの期間中に資格要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者
- (2) 公告日から契約締結の日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをした者にあつては、再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がされている者
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (6) 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (7) 市町村税，都道府県税及び国税を滞納していない者であること。
- (8) 健康保険料，厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者であること。
- (9) 本業務の遂行に当たり，平成 15 年度以降，国・地方公共団体などと同種（地方公共団体が発注した個別施設計画・長寿命化計画策定業務，公共施設マネジメント計画策定業務等）又は類似（地方公共団体が発注した公共施設等総合管理計画）の業務を履行した実績があること。
- (10) 本業務委託に従事する管理技術者は，本プロポーザル方式実施の公告の日以前に参加事業者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるもので，公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会が認定する「認定ファシリティマネジャー（CFMJ）」の有資格者であること。

### 4 優先交渉権者選定方法

当該事業に係る企画提案事業者を募集し，提出された企画提案を本市が設置する「高知市個別施設保全計画策定及び公共施設白書更新支援委託業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し，最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を優先交渉権者として選定する。

## 5 実施スケジュール（予定）

公告（公募開始を高知市ホームページ等に掲載）	平成31年（2019年）4月24日（水）
質疑書の提出期限	令和元年（2019年）5月7日（火）
質疑回答の公表	令和元年（2019年）5月9日（木）
参加意向申出書の提出期限	令和元年（2019年）5月13日（月）
参加資格確認結果通知（発送）	令和元年（2019年）5月23日（木）
企画提案書及び関連書類の提出期限	令和元年（2019年）5月31日（金）
プレゼンテーション、企画提案書審査の実施	令和元年（2019年）6月上旬
審査結果通知	令和元年（2019年）6月中旬
契約締結	令和元年（2019年）6月下旬

## 6 質疑・回答

### (1) 提出方法

質疑書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールに添付して提出すること。その際、表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。提出後は電話にて着信の確認を行うこと。

### (2) 提出期限

令和元年（2019年）5月7日（火）17時

### (3) 提出先

「14 全ての書類の提出先及び問合せ先」のとおり

### (4) 回答方法

令和元年（2019年）年5月9日（木）17時までに高知市財産政策課ホームページにて公表する。

## 7 参加意向申出

### (1) 提出書類

参加意向申出をする者（以下「参加意向申出者」という。）は、ア又はイに定める提出書類（以下「参加意向申出書類」という。）を提出する。なお、当該書類は本社（本店）に係るものとする。

ア 本市に平成31・32年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査を申請済みであり、登録見込みである者（登録されなかった場合は参加資格を失う。）

参加意向申出書類は、表1 参加意向申出書類一覧のa, c, d, e, fに定めるものとする。

イ 本市に平成31・32年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査を申請していない者

参加意向申出書類は、表1 参加意向申出書類一覧のaからmまでに定めるものとする。本契約に関する権限の一部又は全部を支店等に委任する場合は、j及びkについては委任先の所在地の市町村が発行する市町村税に係る納税証明書及び都道府県が発行する都道府県税に係る納税証明書を提出すること。

表1 参加意向申出書類一覧

提出書類の名称		様式等
a	参加意向申出書	様式2
b	委任状（委任先がある場合）	様式3
c	誓約書	様式4
d	事業者概要書	様式5
e	業務実績届	様式6 ※「3 参加資格要件」（9）に求める業務履行実績を証する「履行业務の契約書等の写し」を提出すること。
f	実施体制調書	様式7 ※技術に関する専門知識を有する者の配置について記載すること。 ※「公告の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類の写し」及び「3 参加資格要件」（10）に求める「認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格登録証の写し」を提出すること。 ※業務の一部を別事業者等に委託を受ける場合は、その別事業者を併せて記載すること。
g	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式8
h	使用印鑑届	様式9
i	登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項証明書）	法務局で発行する法人の証明書
j	市町村税に係る納税証明書	滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書。なお、本社所在地が東京23区の場合は当該証明書については、提出しないものとする。
k	都道府県税に係る納税証明書	滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
l	国税に係る納税証明書	法人税、消費税及び地方消費税及びその他（源泉所得税及び復興特別所得税）について未納がないことを確認できること（証明書の種類：「その3」）。 ※証明書の種類が「その3の2」や「その3の3」では、源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。
m	健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に係る納入確認書	健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について、直近2か年において未納がないことが確認できること。具体的な提出書類は健康保険の管掌区分によって異なる。管掌区分が全国健康保険協会管掌健康保険のときは表2、組合管掌健康保険のときは表3に定める書類を提出すること。

※i・j・k・l・mの官公署等発行の証明書類については、参加意向申出書提出日から遡って3か月以内に交付された書類（写し可）を提出すること。

表2 管掌区分が全国健康保険協会管掌健康保険のときの提出書類

社会保険料の種別	発行場所	提出書類の名称	様式
健康保険料	年金事務所	社会保険料納入確認 (申請)書	任意様式(年金事務所発行のもの)
厚生年金保険料			
子ども・子育て拠出金			

表3 管掌区分が組管掌健康保険のときの提出書類

社会保険料の種別	発行場所	提出書類の名称	様式
健康保険料	加入している健康 保険組合等	健康保険料納入確認 書	任意様式
厚生年金保険料	年金事務所	社会保険料納入確認 (申請)書	任意様式(年金事務所発行のもの)
子ども・子育て拠出金			

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は配達証明付き書留郵便により、提出期限必着とする。

(3) 提出期間及び提出期限

公告の日から令和元年(2019年)5月13日(月)17時まで

(4) 提出先

「14 全ての書類の提出先及び問合せ先」のとおり

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書等の提出があった者について資格審査を行い、令和元年(2019年)5月23日(木)に「参加資格確認結果通知」を発送する。

なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日含む)に、書面により説明を求めることができる。

## 8 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類及び部数

ア 提出書類は表4 企画提案書提出書類一覧のとおりとする。

イ 紙媒体で正本1部副本(写し)8部提出とする。

ウ No.1からNo.6までの書類は、順番にファイル等に綴り、各書類に見出し(インデックス等)を貼付すること。

エ 提案書正本の表紙にのみ、法人等団体の名称及び印影等を記載するものとし、その他、提案書や副本(8部)中には、法人等団体を特定できる表現やマーク等は表記・記述しないこと。

表 4 企画提案書提出書類一覧

No.	提出書類	留意事項	規格・枚数等
1	企画提案書 (表紙)	・指定様式による。 ・代表者印を押印したもの。	様式 10-1
2	業務工程表	・本業務の実施スケジュールを提案する。	・任意様式とする
3	提案書	・1者1提案とする。 ・次の①～③の各テーマに沿った提案を行うこと。 ①業務実施方針 (本業務の課題, 業務の進め方, 発注者との役割分担等) ②保全計画作成に当たっての考え方 ③白書更新に当たっての考え方 ※②, ③は成果品のイメージについても記載すること。	・A4版 ・フォントサイズは最小11ポイント ・20ページ以内 (両面印刷は2ページとみなす)
4	配置予定者調書 (管理技術者)	・指定様式による。 ※契約書及び管理技術者届等, 実績を証明できる書類の写しを提出すること。	様式 10-2
5	配置予定者調書 (主担当者)	・指定様式による。 ※契約書及び管理技術者届等, 実績を証明できる書類の写しを提出すること。	様式 10-3
6	価格提案書	・指定様式による。 ①2 業務概要(4) 事業費限度額以内の額を記入すること。 ②価格の内訳書(様式自由)を併せて添付すること。 ③消費税及び地方消費税率は10%とすること。 ④消費税及び地方消費税相当額に1円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てとする。	様式 10-4

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は配達証明付き書留郵便により, 提出期限必着とする。

(3) 提出期間及び期限

「7 参加意向申出」により, 資格を有することを認められた事業者は, 令和元年(2019年)5月31日(金)17時(必着)までに提出すること。

(4) 提出先

「14 全ての書類の提出先及び問合せ先」のとおり

(5) その他

書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。



## 9 審査方法及び評価基準

### (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により，2段階で実施する。

#### 《一次審査》

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し，企画提案書の提出者を選定

※「3 参加資格要件」を全て満たすことの確認

#### 《二次審査》

企画提案書等のプレゼンテーション実施

※ 詳細については，一次審査の有資格通知を受けた者あてに別途通知する。

#### ア 実施予定日

令和元年（2019年）6月上旬

#### イ 実施場所

高知市役所

#### ウ 出席者

4名以内（管理技術者を必ず含むこと）

#### エ 持ち時間

出退に要する時間を含めて40分以内（うちプレゼンテーションの時間20分以内，質疑応答15分程度）

#### オ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは，提出した企画提案書の内容に沿って説明を行うこと。プレゼンテーションの際にパソコンの使用も認めるが，事前に連絡すること。その場合，スクリーン及びプロジェクター（VGA・HDMI 接続可能）以外の機器（VGAケーブル以外の接続ケーブル含む。）は各者用意すること。

#### カ 選定委員構成

委員長1人，副委員長1人，委員3人 合計5人

#### キ その他

審査内容は非公開とする。

### (2) 評価基準

一次審査の参加資格要件は，「3 参加資格要件」を全て満たすこととする。

二次審査の評価基準は，表5 評価項目の内訳及び審査の視点のとおり。各委員の主観で絶対評価を行う。

### (3) 優先交渉権者の決定

選定委員会による審査を経て，選定委員全員の総得点が高い者から順位付けを行い，最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者で，総得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

審査の総得点と同点の場合は，提案価格が廉価な者を上位とし，提案価格も同額の場合は，選定委員の合議により上位の者を選定する。

また，優先交渉権者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は，最低基準点

以上の者で総得点が2番目の者を次点者とする。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも、評価・選考を行うものとし、評価・選考の結果、最低基準点を上回るものがない場合は、本プロポーザルによる契約は行わない。

(4) 審査結果通知

一次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。

二次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

表5 評価項目の内訳及び審査の視点

評価項目		配点
企業等の実績及び能力に関する評価	企業の経験 ・国又は地方公共団体との間で、同種類似業務の履行実績があるか。	10
	予定技術者の経験 ・国又は地方公共団体との間で、同種類似業務の履行実績があるか。	10
企画提案書に関する評価	業務実施方針（本業務の課題、業務の進め方、発注者との役割分担等）	20
	保全計画作成に当たっての考え方	20
	白書更新に当たっての考え方	20
価格提案に関する評価		20
計		100

※履行実績は、「7 参加意向申出」で提出された業務実績届（様式6）により審査する。

10 契約の締結

「9 審査方法及び評価基準」により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

優先交渉権者が契約書を締結しない場合は、次点者と契約交渉を行い、合意に達した者と契約書を締結する。ただし、選定委員会が適切な者でないと判断した場合は、この限りでない。

契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

11 留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類等は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第83号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足

りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式11）を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

- (5) 高知市と契約を締結する事業者は様式7の「実施体制」欄に記載した配置予定者を配置するものとし、当該配置予定者の交代については、原則として認めない。ただし、病気・死亡又は退職等やむを得ない理由により変更する場合、新たに配置される者は、変更前の配置予定者と同等以上の資格、経験等を有すると本市が認めることを条件とする。
- (6) 高知市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に高知市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、高知市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。
- (7) この委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とする。当該契約書には、一括再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (8) この募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の定めるところによる。

## 12 その他

- (1) 申込み受理後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格になる。
  - ア 企画提案書の提出が提出期限に遅れた場合
  - イ 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
  - ウ 提出した書類に虚偽の記載や不備があった場合若しくは指示した事項に違反した場合
  - エ 選定委員会、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

## 13 閲覧資料

以下記載の資料の閲覧を希望する事業者は、本公告後から令和31年（2019年）5月13日（月）までに、「財産政策課」宛て電子メールにて参考図書閲覧申込書（様式12）を提出し、閲覧方法などについて確認すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する参考図書閲覧申込書」とし、提出後は電話にて着信の確認を行うこと。

- (1) 既存点検結果（学校教育系施設建築基準法12条点検結果、簡易劣化度調査等）
- (2) 対象建物情報一覧
- (3) 対象施設改修履歴
- (4) 学校施設台帳
- (5) 小学校校区図
- (6) 耐震診断結果（学校教育系施設、幼保・こども園）
- (7) 卸売市場の計画的修繕実現に向けた現状の把握
- (8) 卸売市場既存図面

#### 14 全ての書類の提出先及び問合せ先

##### 【提出（持参・郵送）及び問合せ先】

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

高知市財務部財産政策課 担当：松本／福留

Tel：088-802-5688（直通） Fax：088-823-9568

E-mail：kc-051700@city.kochi.lg.jp

##### 【応募に関する書類のダウンロード】

高知市財務部財産政策課ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/>

